



2022年2月8日

各 位

会 社 名 アイダエンジニアリング株式会社  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 会田 仁一  
(コード:6118 東証第1部)  
問 合 せ 先 取締役執行役員 管理本部長 鶴川 裕光  
(TEL.042-772-5231)

## 株式給付信託(J-ESOP)の制度拡大に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員に対して当社の株式を在職中に給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と新たに締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、当社は、本制度とは別に、従業員に退職時に当社株式を給付する「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「従来制度」といいます。)を導入しております。その詳細につきましては、2021年6月28日提出の当社の第86期有価証券報告書をご参照ください。

また、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式6,289,835株(2021年9月30日現在)のうち、890,000株(942,510,000円)を株式会社日本カストディ銀行(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者)に設定される信託E口に対し、第三者割当により一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 制度拡大の背景

当社は、働き方改革や人財投資を進めるなかで、従業員の報酬の更なる改善を図りつつ、従業員の帰属意識の醸成や企業価値向上に対する動機付け等の観点から、従業員に対して退職時に当社株式を給付する報酬制度である従来制度に加えて、今般、従業員に対してその在職中に当社の株式を給付し、その価値を処遇に反映する報酬制度である本制度を導入することといたしました。

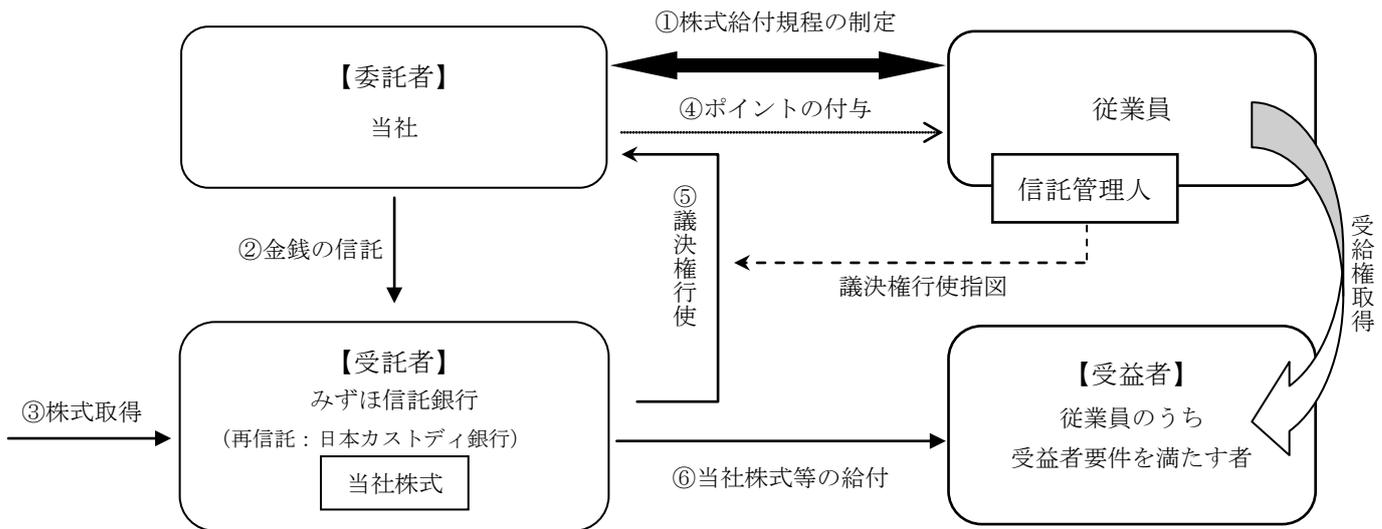
#### 2. 本制度の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し、その在職中に当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を本信託を通じて給付する制度です。

当社は、従業員に対し、株式給付規程に基づき、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイント数に相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

<本制度の概要>



- ① 当社は、本制度の導入に際し、株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき、従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行(再信託先:日本カストディ銀行)に金銭を信託(他益信託)します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、従業員が株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

### 3. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託(J-ESOP)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
- (7) 本信託契約の締結日 : 2022年3月1日(予定)
- (8) 金銭を信託する日 : 2022年3月1日(予定)
- (9) 信託の期間 : 2022年3月1日(予定)から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上